

申請理由による添付書類一覧

添付書類 申請理由		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
		添付書類不要	誓約書	退職日を証明する書類	廃業届 (税務署受付印のあるもの)	健康保険資格喪失証明書	給与支払見込み証明書・雇用契約書写し	確定申告書写し及び 収支内訳書写し(直近2年分)	所得証明書 (年金、給与以外の収入のある方は直近2年分)	雇用保険受給資格者証写し (支給終了日の記載のあるもの)	婚姻届受理証明書、戸籍謄本等	給与支払証明書	最新の年金額わかる書類 (振込通知書・改定通知書等写し)	仕送り額を証明する書類 (直近3ヵ月分)	世帯全員の住民票	被保険者・配偶者双方の源泉徴収票写し等
出生		●														
退職			●	●												
廃業			●		●											
収入減少	パート		●			●※	●									
	自営業		●					●	●							
雇用保険受給終了						●※				●						
結婚											●					
離婚											●					
養子縁組											●					
扶養者変更						●※										●
同居															●	
◎収入のある方、別居の方は以下の書類も必要です。																
収入のある方	パート・アルバイト											●				
	年金												●			
	自営業							●	●							
	その他								●							
別居の方 (実子の学生除く)														●	●	

※ 国民健康保険以外に加入し、既に資格を喪失している場合に必要です。

1. 添付書類は、「続柄によるもの」、「申請理由によるもの」それぞれに該当する書類を添付してください。
2. 被保険者資格取得と同時の申請の場合は、該当する項目の書類を添付してください。
3. 申請理由が退職以外の場合でも、申請理由発生前の1年以内に退職している場合は、退職の添付書類が必要です。
4. 年金には非課税の年金(障害年金、遺族年金等)、企業年金、年金基金を含みます。また、年金型の生命保険等も含まれます。
5. 扶養義務者が複数の場合は、それぞれの年間収入を確認できる書類が必要となる場合があります。
6. 必要に応じて該当する書類以外にも提出していただく場合や、生計維持の有無を確認させていただく場合があります。
7. 別居の場合で仕送り実績が3ヵ月ない時は、少なくとも1ヵ月分の仕送りを証明する書類、誓約書を添付し3ヵ月後に直近3ヵ月分の仕送り額を証明する書類を提出してください。
8. 被扶養者異動届の提出が事由発生日から一定期間を超えると、提出のあった日が認定日となります。
(被扶養者認定基準 第5-2参照)
9. 就職等で被扶養者資格を喪失していた別居している子を認定する場合、学生であっても仕送り額を証明する書類は必要です。